

# 松蔭大学大学院 学則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 松蔭大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学園の建学の精神に基づき教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、社会の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。

### (経営管理研究科の目的)

**第1条の1** 経営管理研究科修士課程は、本研究科の目的である経営学の理論と実践及び企業を巡る法制・法務と企業会計の理論と実践に関し、広い視野にたった精深な学識を授け、専門分野に対する研究能力の陶冶を図り、高度な専門的研究への基礎を確立すると共に、専門性の高い職業を担い得る卓抜した能力の育成を目的とするものである。

### (看護学研究科の目的)

**第1条の2** 看護学研究科修士課程は、本研究科の目的である地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

### (自己点検及び評価)

**第2条** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的と社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検し評価を行うものである。

- 2 本大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表し、自らの改善、向上に結びつけるため第三者機関による評価を定期的実施する。
- 3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 課程、研究科、学生定員及び修業年限

### (課程、修業年限)

**第3条** 本大学院に修士課程を置く。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 修士課程の在学期間は、4年を超えることができない。

### (研究科、専攻名及び収容定員)

**第4条** 本大学院に置く研究科、専攻名並びに入学定員、収容定員は次の通りである。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名
看護学研究科	看護マネジメント専攻	6名	12名

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学年)

**第5条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

**第6条** 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業日数は定期試験等の期間を加えて原則35週とする。

### (休業日)

**第7条** 休業日は、次に掲げる通りとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日

三 創立記念日 4月18日

四 夏季休業 8月1日から9月12日まで

五 冬季休業 12月26日から1月7日まで

六 春季休業 3月26日から3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入学、転入学及び再入学等

### (入学時期)

**第8条** 本大学院の入学は、毎年4月とする。転入学及び再入学の場合も同じとする。ただし、教育研究上の支障がないと認められる場合は他の時期とすることができる。

### (入学資格)

**第9条** 本大学院に入学しようとする者は、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文科省令11号）第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第52条の大学を卒業し

- た者
- 二 学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の定めにより学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 四 昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号により文部大臣の指定した者
- 五 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者
- 六 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

### **(入学志願)**

**第 10 条** 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

### **(入学選考)**

**第 11 条** 入学志願者に対して、別に定めるところにより選考を行う。

### **(転入学)**

**第 12 条** 他の大学院に在学している者で、本大学院に転入学を希望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、相当の学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、現に在籍している学長の許可書を提出しなければならない。
- 3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

### **(再入学)**

**第 13 条** 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出た場合は、選考の上、相当の学年に再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

### **(入学手続)**

**第 14 条** 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに連帯保証人連署の誓約書及びその他の必要書類を提出し、入学金及び当該期の授業料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

### **(連帯保証人)**

**第 15 条** 連帯保証人は、独立の生計を営み、連帯保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

- 2 連帯保証人が死亡したとき、又はその資格を失った場合は、新たに連帯保証人を定め直ちに届け出なければならない。

### (住所変更)

**第16条** 学生又は連帯保証人が住所及び氏名を変更した場合は、直ちに届け出なければならない。

## 第5章 入学検定料、入学金及び授業料

### (入学検定料、入学金、授業料)

**第17条** 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

- 一 入学検定料 30,000円
- 二 入学金 330,000円
- 三 授業料 690,000円

### (入学検定料、入学金の納入)

**第18条** 入学検定料は入学願書提出の際に、入学金は入学手続きの際にそれぞれ納入しなければならない。

- 2 納入した入学検定料及び入学金は返還しない。

### (授業料の納入)

**第19条** 授業料は、入学手続き時を除き、次の時期に納入しなければならない。

- 一 前期分 4月30日まで
- 二 後期分 10月15日まで
- 2 納入した授業料は返還しない。ただし本学則第14条による入学手続き後、所定の期間内に入学を辞退する場合、別に定める手続きにより学長の許可を得た者に授業料を返還することがある。
- 3 特別の事情により授業料の納入が困難な場合、別に定めるところにより学長の許可を得て延納し、又は再分納することができる。

### (留学、休学期間の授業料)

**第20条** 前期又は後期の全期間を通じて留学し、あるいは他の大学院、研究所において研究指導を受ける学生は、その期の授業料の半額を納入しなければならない。

- 2 休学する学生については、その期の授業料の納入を免除する。ただし、期中途中で休学する場合には、その期の授業料を全額納入しなければならない。

### (除籍、退学の授業料)

**第21条** 期中途中で除籍又は退学の場合は、その期の授業料を全額納入しなければならない。

## 第6章 教育課程、単位及び履修方法

### **（授業及び研究指導）**

**第22条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

### **（教育方法の特例）**

**第22条の1** 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

### **（授業科目及び単位数）**

**第23条** 本大学院に開設される授業科目及び単位数は、別表第1に掲げる通りとする。ただし、他の大学院との単位互換協定制度により認定科目単位数を別に定める場合は、この限りでない。

- 2 学生は、研究指導教員（以下「指導教員」という。）の指導により、研究科委員会の議を経て、松蔭大学の授業科目を履修することができる。
- 3 履修に関する必要事項は、別に定める。

### **（単位の計算方法）**

**第24条** 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- 一 講義及び演習：15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 二 実習：30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

### **（科目履修及び単位認定）**

**第25条** 学生は、履修しようとする授業科目について、学年の始めに履修届をしなければならない。

- 2 履修した授業科目の単位認定は、研究報告又は筆記、口述の試験などにより、授業科目担当教員が行う。
- 3 履修届、単位の認定及び試験に関する必要事項は、別に定める。

### **（授業科目の成績）**

**第26条** 授業科目の成績は、試験に基づき、S・A・B・C・Dの5段階をもって評価し、S・A・B及びCを合格とする。

### **（長期にわたる教育課程の履修）**

**第27条** 看護学研究科においては、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。

#### **（他大学院等での修得単位の認定）**

**第28条** 教育研究上有益と認められる場合、学生が本大学院に入学する以前に、他大学院において修得した単位、あるいは科目等履修生として修得した単位について、併せて15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

#### **（協定他大学院での修得単位の認定）**

**第29条** 学則第33条の定めにより協定他大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 単位の認定方法等に関する必要事項は、別に定める。

#### **（留学等で修得した単位の認定）**

**第30条** 学則第34条による留学、又は学則第35条による他大学院での研究指導により修得した単位については、前条各項の規定を準用し認定することができる。

#### **（他大学院の単位互換及び入学前既修得単位の認定）**

**第30条の1** 学則第28条、第29条第1項、及び第30条により修得した単位については、併せて15単位を超えない範囲で認定するものとする。

### **第7章 課程修了及び学位授与**

#### **（課程の修了）**

**第31条** 経営管理研究科の修士課程を修了するには、本大学院の経営管理研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を修士論文提出者にあつては32単位以上、研究報告書提出者にあつては34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文等（修士論文及び研究報告書をいう。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会の議により、これを1年間以上在学すれば足りるものとすることができる。

**第31条の1** 看護学研究科の修士課程を修了するには、本大学院の看護学研究科に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（修士論文）の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 課程の修了に関する必要事項は、別に定める。

#### **（学位の授与）**

**第32条** 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学

- 長が修士（経営管理）、修士（看護学）の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関する必要事項は、別に定める。

## **第8章 委託交換学生、留学、科目等履修生、研究生、及び外国人留学生等**

### **（委託交換学生）**

- 第33条** 教育研究上有益と認められる場合は他の大学院と単位交換協定をし、学生を交換学生として派遣して、当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により派遣する交換学生を委託交換学生という。
  - 3 委託交換学生を希望する者は、所定の申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない
  - 4 委託交換学生の期間は学期ごととし、その期間は原則として1年間以内とする。
  - 5 委託交換学生の期間は、本学則第3条第2項の標準修業年限に加えることができる。
  - 6 委託交換学生に関する必要な事項は、別に定める。

### **（留学）**

- 第34条** 教育上有益と認められる場合は、外国の大学院、又はそれに相当する高等教育研究機関に留学し、必要な研究指導を受けることができる。
- 2 留学を希望する者は、所定の申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。
  - 3 留学の期間は学期ごととし、その期間は原則として1年間以内とする。
  - 4 留学した期間は、本学則第3条第2項の標準修業年限に加えることができる。
  - 5 留学に関する必要事項は、別に定める。

### **（他大学院での研究指導）**

- 第35条** 教育研究上有益と認められた場合は、学生は他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。
- 2 前項の取扱いについては、前条の第2項以下の規定を準用する。

### **（科目等履修生）**

- 第36条** 本大学院の授業科目等の履修を希望する者がある場合、選考の上、科目等履修生として受け入れることができる。
- 2 科目等履修生の履修した授業科目について、本学則第25条及び第26条を準用して単位を与えることができる。
  - 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

### **（研究生）**

- 第37条** 本大学院において、専門事項について研究を希望する者がある場合、

選考の上、研究生として受け入れることができる。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

#### **(外国人留学生)**

**第38条** 外国人で本大学院に入学を志願する者がある場合、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。

#### **(委託生)**

**第39条** 行政機関又は公共団体あるいは企業等から、その所属職員について本大学院への入学を願い出た場合は、特別に選考の上、委託生として入学を許可することができる。

- 2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

#### **(受託交換生)**

**第40条** 他の大学院生で、単位交換制度により本大学院の授業科目の履修を希望する者がある場合、当該大学院と協議の上、受託交換生として受け入れることがある。

- 2 受託交換生に関する必要な事項は、別に定める。

#### **(訪問研究員)**

**第41条** 他の大学の教職員又は研究所の研究員等で、大学院において特定の課題をもって研究しようとする者がある場合は、当該大学又は研究所等との協定により、訪問研究員として受け入れることができる。

- 2 訪問研究員に関する必要な事項は、別に定める。

#### **(外国人特別研究生)**

**第42条** 外国人で大学院において研究する目的をもって入国し、本大学院において特定の課題をもって研究しようとする者がある場合は、選考の上外国人特別研究生として受け入れることがある。

- 2 外国人特別研究生に関する必要な事項は、別に定める。

#### **(適用除外)**

**第43条** 科目等履修生、受託交換生並びに外国人特別研究生については本学則第31条及び第32条の規定を、また、研究生については本学則第26条、第28条、第32条及び第33条の規定を適用しない。

### **第9章 休学、退学、転学及び除籍**

#### **(休学)**

**第44条** 病気その他の事由により、引き続き3ヶ月以上修学ができない者は、診断書又は事由書を添えて願い出て、学長の許可を得て休学するこ

とができる。

- 2 休学の期間は、当該年度末までとする。ただし、休学期間の終期に至っても休学の事由が消滅しない場合は、学長の許可を得て引き続き1年以内限り休学することができるが、通算して3年間を超えることはできない。
- 3 病気その他の事由により修学することが不相当とみなされる者については、学長は休学を命じることができる。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。

#### (復学)

**第45条** 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長が復学を許可する。

- 2 休学期間が3ヶ月を超える者は、原則として学年の始めでなければ復学できない。

#### (退学)

**第46条** 病気その他の事由によって退学しようとする者は、連帯保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

#### (転学)

**第47条** 他の大学院に転学を希望する者は、連帯保証人連署の転学届を提出し、学長の許可を得なければならない。

#### (除籍)

**第48条** 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 疾病その他の事由で就学の見込みがないと認められた者
- 二 第3条第4項に定める在学期間を超えた者
- 三 第20条に定める授業料を納入せず、督促してなお納入しない者
- 四 第44条第2項に定める休学期間を超え、なお就学できない者
- 五 他の大学院に籍を置く者
- 六 長期行方不明の者
- 七 死亡した者

- 2 前項第1号、第3号及び第6号により除籍された者が、改めて入学を願った場合の取扱いは、学則第13条による。

## 第10章 教員組織

### 第49条 (削除)

#### (研究科科长)

**第50条** 研究科に科長を置く。

- 2 研究科科长は、学長の命を受け、研究科を総括する。

### **(授業担当教員)**

**第51条** 本大学院の授業担当教員は、専任教員をもって充てる。

- 2 必要に応じて兼任の教員が授業を担当することがある。
- 3 前項の教員を「客員教員」という。

### **(指導教員)**

**第52条** 本大学院は、各学生に指導教員を置き、学生の研究指導に当たる。

- 2 前項の指導教員は研究科委員会において定める。

## **第11章 (削除)**

### **第53条 (削除)**

## **第12章 大学院研究科委員会**

### **(研究科委員会の設置)**

**第54条** 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の細部に関する必要事項は、別に定める。

### **(研究科委員会の構成)**

**第55条** 研究科委員会は、学長、研究科科长及び授業担当の専任教員をもって構成する。

### **(審議事項)**

**第56条** 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項
- 二 試験及び学位論文並びに課程修了の認定に関する事項
- 三 学位の授与に関する事項
- 四 入学、留学、休学及び退学等学生の身分に関する事項
- 五 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 六 学則及びその他の規定の制定並びに改廃に関する事項
- 七 その他当該研究科に関する事項

### **(招集)**

**第57条** 研究科委員会は、学長が招集する。

- 2 研究科委員会構成員の3分の1以上の者が要請した場合、学長は研究科委員会を招集しなければならない。

### **(議長)**

**第58条** 学長は、研究科委員会の議長となる。

### **(議決)**

**第59条** 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

**(理事会の承認)**

**第60条** 理事会の議決により、学長の権限に属する事項については、その都度理事会の議を経ることなくその承認があったものとみなす。

**第13章 大学院事務機構**

**(事務所管)**

**第61条** 本大学院に関する学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、研究科科長がこれを管轄する。

2 本大学院に関する事務は、大学院事務所管において行う。

**第14章 表彰及び懲戒**

**(表彰)**

**第62条** 学生として特に優良と認められる者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

**(懲戒)**

**第63条** 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本文に背く行為のあった者に対して学長は、研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。なお、退学については、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他の学生として本分に反した者

**第15章 改 廃**

**(改廃)**

**第64条** 本学則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

**附 則**

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

### **附 則**

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 22 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 23 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 26 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 27 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 29 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成 30 年度までの入学者に係る教育課程については、別表第 1 の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

### **附 則**

1. 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する令和 2 年度までの入学者に

係る教育課程については、従前の通りとする。

**附 則**

1. 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する令和3年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

**附 則**

1. 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する令和4年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

**附 則**

3. 本学則は、令和8年4月1日から施行する。
4. この学則施行の際、現に在学する令和7年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。